建築基準法施行細則及び建築基準法の規定による公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

建築基準法施行細則及び建築基準法の規定による公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和49年静岡県規則第6号)の一部を次のように改正する。

(建築等の許可の申請) (建築等の許可の申請) 第17条 次の各号に掲げる許可を受けようとす 第17条 次の各号に掲げる

第17余 次の各号に掲げる計可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項又は第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

改正前

(1) • (2) (略)

(3) 法第48条第1項から<u>第13項</u>までの規定の ただし書(法第87条第2項若しくは第3 項、第88条第2項又は同項において準用す る法第87条第2項若しくは第3項において これらの規定を準用する場合を含む。)の規

定による許可

VC 10 00 HI 1		
図書の種類	明示すべき事項	図書の 様式
(略)		
付近住民調書(法	(略)	
<u>第48条第14項</u> ただ		
し書の規定による		
許可を受けようと		
する場合を除く。)		
(略)		

(4)~(11) (略)

(報告等)

第17条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項又は第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

改正後

(1) • (2) (略)

(3) 法第48条第1項から<u>第14項</u>までの規定の ただし書(法第87条第2項若しくは第3 項、第88条第2項又は同項において準用す る法第87条第2項若しくは第3項において これらの規定を準用する場合を含む。)の規 定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の 様式
(略)	1	
付近住民調書(法	(略)	
第48条第15項ただ		
し書の規定による		
許可を受けようと		
する場合を除く。)		
(略)		

(4)~(11) (略)

(報告等)

第23条 (略)

2 • 3 (略)

4 法第3条第2項の規定により法第26条、法 第27条、法第48条第1項から<u>第13項</u>まで(法 第88条第2項において準用する場合を含 む。)、法第61条又は法第62条第1項の規定の 適用を受けない建築物等の所有者、管理者又 は占有者(以下「所有者等」という。)は、様 式第32号による不適格建築物等報告書に、様 式第20号による配置図及び平面図を添えて、 政令第137条に規定する基準時から1月以内に 知事に提出しなければならない。

5 · 6 (略)

第23条 (略)

2 · 3 (略)

4 法第3条第2項の規定により法第26条、法 第27条、法第48条第1項から<u>第14項</u>まで(法 第88条第2項において準用する場合を含 む。)、法第61条又は法第62条第1項の規定の 適用を受けない建築物等の所有者、管理者又 は占有者(以下「所有者等」という。)は、様 式第32号による不適格建築物等報告書に、様 式第20号による配置図及び平面図を添えて、 政令第137条に規定する基準時から1月以内に 知事に提出しなければならない。

5 • 6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(建築基準法の規定による公開による意見の聴取に関する規則の一部改正)

第2条 建築基準法の規定による公開による意見の聴取に関する規則(平成7年静岡県規則第58号)の一部 を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

第1条 知事が行う建築基準法 (昭和25年法律 第201号。以下「法」という。)第9条第4項 (法第9条第8項、第10条第4項、第45条第 2項、第88条第1項から第3項まで、第90条 第3項及び第90条の2第2項において準用す る場合を含む。)の規定による公開による意見 の聴取(以下「意見聴取」という。)並びに法 第46条第1項及び法<u>第48条第14項</u>(法第88条 第2項において準用する場合を含む。次条第 1項第2号において同じ。)の規定による公開 による意見の聴取(以下「公聴会」という。) の手続については、法に定めるもののほか、 この規則の定めるところによる。

(公開による意見の聴取の通知及び公告)

第2条 知事は、前条の公開による意見の聴取 (以下単に「公開による意見の聴取」とい う。)を行おうとするときは、期日の3日前

改正後

(趣旨)

第1条 知事が行う建築基準法 (昭和25年法律 第201号。以下「法」という。)第9条第4項 (法第9条第8項、第10条第4項、第45条第 2項、第88条第1項から第3項まで、第90条 第3項及び第90条の2第2項において準用す る場合を含む。)の規定による公開による意見 の聴取(以下「意見聴取」という。)並びに法 第46条第1項及び法<u>第48条第15項</u>(法第88条 第2項において準用する場合を含む。次条第 1項第2号において同じ。)の規定による公開 による意見の聴取(以下「公聴会」という。) の手続については、法に定めるもののほか、 この規則の定めるところによる。

(公開による意見の聴取の通知及び公告)

第2条 知事は、前条の公開による意見の聴取 (以下単に「公開による意見の聴取」とい う。)を行おうとするときは、期日の3日前 (法第9条第8項において準用する同条第4項の規定による場合においては2日前、法第46条第1項の規定による場合においては7日前)までに、次に掲げる者(以下「当事者」という。)に対し、意見聴取にあっては様式第1号による意見聴取通知書、公聴会にあっては様式第2号による公聴会通知書により通知するとともに、これを様式第3号により公告しなければならない。

(1) (略)

(2) 公聴会にあっては、当該公聴会の事由である法第46条第1項の規定に基づく壁面線の指定に係る土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者又は法<u>第48条第14項</u>に規定する許可を受けようとする者

2 · 3 (略)

様式第2号 (略)

公聴会通知書

(略)

選集基準法 $\frac{第46条第1項}{948条第14項}$ の規定により、 次のとおり公聴会を行うので通知します。

(略)

様式第3号(その3) (略)

公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)<u>第48条</u> 第14項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

(略)

(法第9条第8項において準用する同条第4項の規定による場合においては2日前、法第46条第1項の規定による場合においては7日前)までに、次に掲げる者(以下「当事者」という。)に対し、意見聴取にあっては様式第1号による意見聴取通知書、公聴会にあっては様式第2号による公聴会通知書により通知するとともに、これを様式第3号により公告しなければならない。

(1) (略)

(2) 公聴会にあっては、当該公聴会の事由である法第46条第1項の規定に基づく壁面線の指定に係る土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者又は法第48条第15項に規定する許可を受けようとする者

2 · 3 (略)

様式第2号 (略)

公聴会通知書

(略)

建築基準法 $\frac{第46条第1項}{第48条第15項}$ の規定により、 次のとおり公聴会を行うので通知します。

(略)

様式第3号(その3) (略)

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)<u>第48条</u> 第15項の規定により、次のとおり公聴会を行 う。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定

の施行の日(平成30年4月1日)から施行する。